

職員の健康管理に関する訓令

[最終改正 令和 7. 2. 28 京都府警察本部訓令第 4 号]

京都府警察職員健康管理規程（昭和35年京都府警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 健康管理組織
 - 第 1 節 健康管理体制（第 5 条－第10条）
 - 第 2 節 健康管理審査委員会（第11条－第16条）
 - 第 3 節 健康管理委員会（第17条－第20条）
- 第 3 章 健康診断（第21条・第22条）
- 第 4 章 健康診断の事後措置等（第23条－第26条）
- 第 5 章 療養、職務復帰の手續等（第27条－第30条）
- 第 6 章 感染症に対する措置（第31条－第33条）
- 第 7 章 健康の保持増進（第34条－第39条）
- 第 8 章 報告及び健康管理資料（第40条－第43条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）等に基づき、京都府警察職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進を図り、もつて勤務能率の向上を期するため、職員の健康管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令（別表を含む。）において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康管理 傷病の予防、健康診断の実施、傷病者に対する適切なる措置、環境衛生の改善等健康の保持増進を図るために行う管理をいう。
- (2) 指導区分 健康診断の結果等に基づき、職員の健康状態を明らかにし、疾病を早期に回復させ、又は疾病の悪化を防止するために行う別表第 1 に定める生活規正及び医療規正の区分をいう。
- (3) 措置区分 指導区分の判定に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する別表第 2 に定める勤務上の軽減等の事後措置の区分をいう。
- (4) 指定病気 規則第61条第 1 項各号に掲げる病気をいう。
- (5) ストレスチェック 職員の心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。
- (6) ストレスチェック制度 法第66条の10の規定により、ストレスチェック、その結果に基づく面接指導の実施等を事業者に義務づける制度をいう。

（職員の責務）

第 3 条 職員は、健康が勤務能率向上の基礎であることを自覚し、この訓令を忠実に履行すると

ともに、健康管理上の必要な措置に従うなど常に健康の保持増進に努めなければならない。

(秘密の保持)

第4条 この訓令が定める健康管理の事務に従事した者は、その事務を通じて知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

第2章 健康管理組織

第1節 健康管理体制

(総括健康管理者)

第5条 京都府警察本部（以下「警察本部」という。）に、総括健康管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

2 総括管理者には、警務部長をもつて充てる。

3 総括管理者は、次の各号に掲げる業務を統括管理するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育（以下「衛生教育」という。）の実施に関すること。
- (3) 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること。
- (4) 健康診断の実施に関すること。
- (5) ストレスチェック制度の実施に関すること。
- (6) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理上必要と認めた事項に関すること。

(健康管理者)

第6条 各所属に、健康管理者を置く。

2 健康管理者には、所属長をもつて充てる。

3 健康管理者は、次の各号に掲げる健康管理上必要な業務を積極的に推進し、所属職員の健康を確保するため、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

- (1) 健康に異常のある所属職員の早期発見及びその措置に関すること。
- (2) 健康障害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (3) 救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (4) 所属職員の衛生教育の実施に関すること。
- (5) 所属職員の勤務管理並びに施設の衛生上の調査及び改善に関すること。
- (6) 健康診断の実施に関すること。
- (7) ストレスチェック制度の実施に関すること。
- (8) 健康教育、健康相談その他所属職員の健康上の指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、所属職員の健康管理上必要と認めた事項に関すること。

(衛生管理者等)

第7条 別表第3に定める所属に衛生管理者又は衛生推進者を置く。

2 衛生管理者には、規則第10条に規定する資格を有する者のうちから、本部所属（警察本部庁舎に置かれる所属をいう。以下同じ。）にあつては総括管理者が、その他の所属にあつては健康管理者が選任した者をもつて充てる。

3 衛生推進者には、規則第10条に規定する資格を有する者のうちから、健康管理者が選任した者をもつて充てる。ただし、これにより難しい場合は、所属の庶務を担当する係の長をもつて充てる。

- 4 衛生管理者及び衛生推進者は、衛生管理上必要な業務を行うとともに、少なくとも毎週1回庁舎等を巡視し、施設、勤務方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、本部所属にあつては総括管理者に、その他の所属にあつては健康管理者に報告して必要な措置を講じなければならない。

(所属産業医)

第8条 別表第3に定める所属に、所属産業医（所属において法第13条に規定する産業医（以下「産業医」という。）の職務を行う者をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 所属産業医には、本部長が委嘱した医師をもつて充てる。

- 3 所属産業医は、自所属において、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 所属職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- (2) 衛生教育に関すること。
- (3) 健康診断の実施に関すること。
- (4) 健康教育、健康相談その他所属職員の健康上の医学的指導に関すること。
- (5) 職場の巡視に関すること。

- 4 所属産業医は、前項各号に掲げる事務について、所属職員の健康管理のため必要があると認めるときは、健康管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。この場合において、勧告を受けた健康管理者は、勧告の内容及びこれを踏まえて講じた措置等の内容について、第17条の健康管理委員会に報告しなければならない。

(本部産業医)

第9条 警察本部に、本部産業医（警察本部において産業医の職務を行う者をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 本部産業医には、警察本部の医師をもつて充てる。

- 3 本部産業医は、前条第3項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 所属産業医との連絡調整に関すること。
- (2) 指導区分の判定に関すること。
- (3) 措置区分に該当する者に対する指導に関すること。
- (4) ストレスチェック制度の実施に関すること。

- 4 本部産業医は、前項の事務について、職員の健康管理のため必要があると認めるときは、総括管理者若しくは健康管理者に対して勧告し、又は衛生管理者、衛生推進者、所属産業医若しくは次条に規定する保健師に対して指導し、若しくは助言することができる。この場合において、勧告を受けた総括管理者及び健康管理者は、勧告の内容及びこれを踏まえて講じた措置等の内容について、第11条の健康管理審査委員会又は第17条の健康管理委員会に報告しなければならない。

(保健師)

第10条 警察本部の保健師は、本部産業医、所属産業医等と連携し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 職員の保健指導及び健康相談に関すること。
- (2) ストレスチェック制度の実施に関すること。
- (3) その他職員の健康管理に関すること。

(公認心理師及び臨床心理士)

第10条の2 厚生課に勤務する公認心理師及び臨床心理士は、本部産業医、保健師等と連携し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 職員の心の健康相談に関すること。
- (2) ストレスチェック制度の実施に関すること。
- (3) その他職員の健康管理に関すること。

第2節 健康管理審査委員会

(設置)

第11条 警察本部に、健康管理審査委員会を置く。

(構成)

第12条 健康管理審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

- 2 委員長には、警務部長をもつて充てる。
- 3 副委員長には、警務部参事官（働き方改革の総合企画に関する事務を所掌する警務部参事官をいう。）をもつて充てる。
- 4 委員には、警務部警務課長、厚生課長、本部産業医及び本部長が選任した医師をもつて充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度、指名した者をもつてこれに充てることができる。
- 5 委員長は、健康管理審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任務)

第13条 健康管理審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査又は審議するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 衛生に係る災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - (4) 衛生に関する規程の作成に関すること。
 - (5) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
 - (6) 新規に採用する施設及び装備資器材に伴う衛生障害の防止に関すること。
 - (7) その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要な事項に関すること。
- 2 健康管理審査委員会は、前項各号のほか、健康診断の結果等に基づき、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 措置区分の判定に関すること。
 - (2) 療養又は職務復帰申請の審査に関すること。
 - (3) 職員の降任等の手続及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）第2条第2項の規定による病気のための休職又はその復職申請の審査に関すること。
 - (4) 前3号のほか、健康管理上必要と認めること。
- 3 健康管理審査委員会は、職員の健康管理上必要があると認めるときは、本部長に意見を述べることができる。

(会議)

第14条 健康管理審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 健康管理審査委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

3 委員長は、健康管理審査委員会の開催の都度、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項に係る議事の内容を職員に周知しなければならない。

4 前条第2項に規定する事項を審査等するための健康管理審査委員会を都合により開催することができない場合は、持ち回りにより審査等することができる。

(記録)

第15条 健康管理審査委員会は、委員会の意見、当該意見を踏まえて講じた措置等の内容その他重要な事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(庶務)

第16条 健康管理審査委員会の庶務は、厚生課において行う。

第3節 健康管理委員会

(設置)

第17条 各所属（本部所属を除く。）に、健康管理委員会を置く。

(構成)

第18条 健康管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長には所属長を、副委員長には副校長、副隊長、次席又は副署長を、委員には本部産業医又は所属産業医及び衛生管理者又は衛生推進者をもつて充てる。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、その都度、指名した者をもつて委員に充てることができる。

4 委員長は、健康管理委員会を代表し、会務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任務等)

第19条 第13条第1項、第14条第1項から第3項まで及び第15条の規定は、健康管理委員会の任務、会議及び記録について準用する。この場合において、第13条第1項中「職員」とあるのは「所属職員」と、第14条第3項中「前条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「職員」とあるのは「所属職員」と読み替えるものとする。

(委員長への委任)

第20条 この節に定めるもののほか、健康管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第3章 健康診断

(健康診断の種別等)

第21条 健康診断の種別及び対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般健康診断

ア 雇入時健康診断 新たに職員として採用する者に対して行うもの

イ 定期健康診断 全職員を対象に毎年1回以上期日を定めて行うもの

ウ 特定業務従事者健康診断 規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事している職員に対して行うもの

(2) 特殊健康診断 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項各号に掲げる有害な業務に従事する職員に対して行うもの

(3) 特別健康診断 職員の健康管理のため、総括管理者が必要と認めた職員に対して行うもの
(健康診断の実施等)

第22条 健康管理者は、所属職員に健康診断を受けさせなければならない。

2 職員は、健康管理者の指示する健康診断を受けることを希望しないとき又はやむを得ない事由により受けることができないときは、健康管理者に届け出て当該健康診断の検査項目を満たす他の医師が行う健康診断の結果を証する書面を提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

3 健康管理者は、前項に規定する健康診断の結果を証する書面を受領した場合は、当該書面の写しを総括管理者に送付（厚生課長経由）しなければならない。

第4章 健康診断の事後措置等

（措置区分の判定）

第23条 総括管理者は、健康診断等により、異常があると認められる職員については、健康診断の結果その他必要な資料を健康管理審査委員会に提出するものとする。

2 健康管理審査委員会は、当該職員の措置区分を判定する場合は、当該職員の年齢、性別、職場での立場、性格、既往症等を十分に勘案し、本部産業医等の意見及び指導区分の判定を踏まえて行うものとする。

（措置区分の決定、通知等）

第24条 措置区分の決定は、健康管理審査委員会の答申に基づき、本部長が行う。

2 厚生課長は、前項の決定内容を健康管理者に通知するものとする。

3 健康管理者は、前項の通知に基づき、速やかに当該職員に措置区分を示達するとともに、措置区分の内容に基づき適切な事後措置を講じなければならない。

4 健康管理者は、別に定める手続により、前項の事後措置の具体的内容等について、本部長に報告（厚生課長経由）するものとする。

（措置区分の変更等の申請）

第25条 健康管理者は、所属職員の申出等により、措置区分の変更又は新たな判定（以下「措置区分の変更等」という。）をする必要があると認めたときは、当該職員に診断書の提出を求め、当該診断書及びその経過を知るに必要な意見を付して、総括管理者に申請（厚生課長経由）するものとする。

2 総括管理者は、前項の申請を受けた場合において、当該職員の措置区分の変更等の必要があると認めるときは、当該診断書等を健康管理審査委員会に提出するものとする。

3 第23条第2項及び第24条の規定は、前項の提出があつた場合について準用する。この場合において、第24条中「措置区分」とあるのは「措置区分の変更等」と読み替えるものとする。

（傷病者等の勤務管理等）

第26条 健康管理者は、措置区分に該当する者以外の者で、傷病により勤務上の管理を必要とする職員については、産業医等の意見に基づき、適切な措置を講じなければならない。

第5章 療養、職務復帰の手続等

（指定病気の療養手続等）

第27条 職員が指定病気にかかり、休養を要すると認められるときは、就務を禁止して療養に専念させるものとする。

2 健康管理者は、所属職員が指定病気にかかり療養のため休務を要すると認められるときは、療養（更新）申請書（様式第1）に医師の診断書その他必要な資料を添え、総括管理者に申請（厚生課長経由）しなければならない。更新の場合も同様とする。

3 総括管理者は、前項の申請を受けた場合において、当該職員が療養のために休務を要すると認めるときは、当該申請書等を健康管理審査委員会に提出するものとする。

4 第23条第2項及び第24条の規定は、前項の提出があつた場合の措置区分の判定等について準用する。

（指定病気以外の傷病による病気休暇の手続）

第28条 指定病気以外の傷病による病気休暇の手続は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）第22条第2項に定めるところによる。

（職務復帰の手続）

第29条 健康管理者は、療養のため休務中の所属職員の病状が快復し、勤務可能と認められるときは、職務復帰申請書（様式第2）に医師の診断書を添え、総括管理者に職務復帰を申請（厚生課長経由）しなければならない。

2 総括管理者は、前項の申請を受けた場合において、勤務に支障がないと認められるときは、当該職員を職務復帰させることができる。

3 健康管理者は、第1項の申請をする場合は、措置区分の変更等の必要性を検討するものとする。

（長期休務者の義務）

第30条 傷病のため休務する職員は、医師の指示に従い療養に専念し、健康の快復に努めなければならない。

2 傷病のため引き続き1箇月以上の長期にわたり休務する職員は、1箇月ごとに療養の場所及び方法、主治医名、病状経過等を健康管理者に電話又は書面で報告しなければならない。

第6章 感染症に対する措置

（感染症の予防）

第31条 健康管理者は、庁舎及び附属施設を清潔に保持し、常に感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定の適用を受ける伝染病をいう。以下同じ。）の予防に努めなければならない。

（予防接種）

第32条 総括管理者は、感染症の発生及びまん延を予防するため、必要があるときは、関係機関の指導及び勧奨に基づき、医師による予防接種を職員の全部又は一部に対し、接種期間等を指定して実施するものとする。

（給食従事者の検便）

第33条 健康管理者は、所属に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する者に対し、その採用又は当該業務への配置替えの際に検便による健康診断を行うものとする。

第7章 健康の保持増進

（ストレスチェックの実施等）

第34条 ストレスチェックを実施する者として本部長に指定された者（以下「実施者」という。）は、毎年1回、全ての職員に対して、ストレスチェックを実施するものとする。

2 実施者は、ストレスチェックを受けた職員に対して、遅滞なく、当該ストレスチェックの結果を通知するものとする。

3 健康管理者は、ストレスチェックの結果に係る産業医等の意見等を考慮し、必要があると認めるときは、所属職員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じなければならない。

(受動喫煙の防止)

第35条 総括管理者及び健康管理者は、受動喫煙を防止するため、警察庁舎の敷地内及び公用車両の車内における喫煙を原則として禁止するための措置を講じなければならない。

(保健衛生教育)

第36条 健康管理者は、所属職員の保健衛生知識の普及及び向上のため、医師又は学識経験者による講演会等を積極的に実施しなければならない。

(レクリエーション等のための措置)

第37条 健康管理者は、所属職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講じるように努めなければならない。

(保健指導)

第38条 健康管理者は、疾病の疑いのある所属職員については、産業医等と協議し、医療機関において診察を受けるように勧奨する等の措置を講じるものとする。

2 健康管理者、産業医、衛生管理者及び衛生推進者は、所属職員から健康について相談を受けたときは、適切な指導と助言を行わなければならない。

(面接指導)

第39条 健康管理者は、規則第52条の2で定める1箇月の時間外勤務が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる所属職員その他必要と認められる所属職員に対して、産業医による面接指導を行わなければならない。

2 職員は、前項の規定により健康管理者が行う面接指導を受けなければならない。

第8章 報告及び健康管理資料

(健康診断等の結果報告)

第40条 健康管理者は、定期健康診断、特定業務従事者健康診断、特殊健康診断、特別健康診断又は予防接種を実施したときは、別に定める手続により、その状況及び結果を総括管理者に報告(厚生課長経由)するものとする。

(随時報告)

第41条 健康管理者は、所属職員の健康管理上参考となる事項は、努めて総括管理者に報告(厚生課長経由)しなければならない。

(健康診断の結果に係る書類の整備保管等)

第42条 総括管理者及び健康管理者は、第21条に規定する健康診断の種別及び職員ごとに健康診断の結果に係る書類を作成し、整備保管するとともに、健康管理上の資料として活用しなければならない。

2 健康管理者は、所属職員が他の所属に配置替えを命じられたときは、前項の書類を速やかに新所属の健康管理者に送付しなければならない。

(別に定める事項)

第43条 この訓令を実施するため、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和48年12月1日から施行する。

別表第1（第2条、第9条関係）

健康管理指導区分表

区 分	符号	判 定 内 容
生活規正の面	A	就業を禁止し、療養を必要とするもの
	B	勤務に制限を加え、特別な注意を必要とするもの
	C	ほぼ通常の勤務をしてよいが、注意を必要とするもの
	D	健康者として勤務してよいもの
医療規正の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2	定期的に医師の観察指導を受けさせる必要があるもの
	3	処置を必要としないもの

別表第 2（第 2 条、第 9 条、第 13 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条関係）
健 康 管 理 措 置 区 分 の 基 準 表

措置区分	内 容
A 1	1 医師により直接の医療行為を必要とし、入院加療又は通院加療に専念させる。 2 休暇又は休職の方法をもつて療養のため必要な期間中に勤務に就くことを禁止する。
B 1	1 医師による直接の医療行為を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 休暇を与え、又は当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務の免除、勤務時間の短縮等の方法をもつて勤務の軽減を図る。
B 2	1 定期的に医師の観察指導を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 休暇を与え、又は当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務の免除、勤務時間の短縮等の方法をもつて勤務の軽減を図る。
C 1	1 医師による直接の医療行為を必要とし、通院加療又は医師の医療指導を受けさせる。 2 ほぼ通常の勤務をしてよいが、当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務は必要最小限とする。
C 2	1 必要に応じて定期的に医師の観察指導を受けさせる。 2 ほぼ通常の勤務をしてよいが、当直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務は必要最小限とする。
D 2	1 必要に応じて定期的に医師の観察指導を受けさせる。 2 健康者として勤務してよい。
D 3	健康者として勤務し、生活してよい。

別表第3（第7条、第8条、第9条、第10条、第10条の2関係）

所 属 別 健 康 管 理 体 制 表（配置人員）

	衛生管理者	衛生推進者	本部産業医	所属産業医	保 健 師	公認心理師 又は 臨床心理士
本 部 所 属	4		1		3	2
鉄 道 警 察 隊		1				
高速道路交通警察隊		1				
警 察 学 校	2			1		
運転免許試験課	1			1		
機 動 隊	1			1		
職員数200人未満の 各 警 察 署	1			1		
職員数200人以上の 各 警 察 署	2			1		

様式第 1

年 月末日廃棄

総括健康管理者 殿
(厚生課長)

第 号
年 月 日
長

療 養 (更 新) 申 請 書

次の者に係る就務の禁止の措置を申請します。

係 名		階 級	
氏 名		年 齡	
病 名			
発 病 年 月 日			
検 診 年 月 日			
発 病 区 分	1 定期 健康診断 3 自覚症 2 特別		
病 状 等 経 過			
療 養 の 場 所	1 入院 (病院名) 2 自宅		
承認済の年次休暇	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日		
発令済の療養期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日		
療養を要する期間	か月		
その他参考事項			

様式第 2

年 月末日廃棄

総括健康管理者 殿
(厚生課長)

第 号
年 月 日
長

係名・階級
氏名
年齢

職 務 復 帰 申 請 書

上記の者は、病により 年 月 日から
年 月 日までの間、就務の禁止を命じられていましたが、別添診断書のと
おり病状が快復し勤務可能と認められますので、職務復帰を申請します。